

○大阪工業大学大学院知的財産研究科教育課程連携協議会規定

2019年5月22日

学園808

(趣旨)

第1条 専門職大学院設置基準に基づき、大阪工業大学(以下「本大学」という)大学院知的財産研究科における教育内容について、産業界等との連携により、教育課程を編成し、および円滑かつ効果的に実施することを目的とし、知的財産研究科に専門職学位課程教育課程連携協議会(以下「協議会」という)を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、つぎの委員をもって構成する。委員の過半数は本大学の教員その他の職員以外の者とする。

イ 知的財産研究科長

ロ 研究科長が指名する本大学の教員その他の職員 若干名

ハ 知的財産研究科の課程に係る職業に就いている者又は知的財産研究科の課程に係る職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者 若干名

ニ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者 若干名

ホ 本大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認める者 若干名

2 委員の任命は、知的財産研究科長の意見を聴き、学長が行う。

3 第5条に定める委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第3条 前条第1項の委員の任期は1年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項および任務)

第4条 協議会は、知的財産研究科のつぎの事項について審議し、知的財産研究科委員会に意見を述べるものとする。

イ 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

ロ 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項

及びその実施状況の評価に関する事項

(委員長およびその職務)

第5条 協議会に、委員長および副委員長各1名を置く。

2 委員長は、知的財産研究科長をもって充て、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、協議会を招集し議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときもしくは欠けたとき、または委員長から命じられたとき、委員長の職務を行う。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、原則として年1回開催する。また、必要により随時開催するものとする。

(協議会の庶務)

第7条 協議会の庶務は、知的財産研究科事務室で取り扱う。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、協議会および知的財産研究科委員会の意見を聴き、知的財産研究科長の承認を得て、学長がこれを行う。

付 則

この規定は、2019年5月22日から施行し、2019年4月1日から施行する。